

# 警視庁交通反則事件事務処理規程

昭和 43 年 6 月 20 日

訓 令 甲 第 2 2 号

存 続 期 間

- 〔沿革〕 昭和 44 年 5 月 訓令甲第 15 号 (い)  
45 年 3 月 同第 6 号 (ろ)  
46 年 8 月 同第 20 号 (は)、9 月同第 21 号 (に)  
47 年 10 月 同第 31 号 (ほ)  
52 年 3 月 同第 7 号 (へ)、8 月同第 17 号 (と)  
63 年 2 月 同第 5 号 (ち)  
平成 4 年 8 月 同第 22 号 (り)  
5 年 3 月 同第 7 号 (ぬ)  
7 年 2 月 同第 5 号 (る)、12 月同第 35 号 (を)  
13 年 10 月 同第 41 号 (わ)、11 月 同第 46 号 (か)  
15 年 3 月 同第 6 号 (よ)  
17 年 9 月 同第 24 号 (た)  
20 年 4 月 同第 15 号 (れ) 改正

## 目次

### 第 1 章 総則

#### 第 1 節 通則 (第 1 条—第 3 条)

#### 第 2 節 交通反則事件事務処理の心構え (第 4 条—第 6 条)

### 第 2 章 交通反則事件等の処理要領 (第 7 条—第 10 条)

### 第 3 章 通告事務処理の組織及び専決 (第 11 条—第 13 条)

### 第 4 章 通告の方法等

#### 第 1 節 通告の方法 (第 14 条—第 17 条)

#### 第 2 節 納付書の再交付等 (第 18 条・第 19 条)

#### 第 3 節 反則金不納付事件等の処理 (第 20 条—第 22 条)

### 第 5 章 報告等 (第 23 条・第 24 条)

## 付則

### 様式

### 第 1 章 総則

#### 第 1 節 通則

(目的)

第 1 条 この規程は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 9 章反則行為に関する処理手続の特例に関する事務処理（以下「交通反則事件の処理」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第 2 条 交通反則事件の処理については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（用語の意義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。（い、は、に、と、ぬ、る、を、か、よ、た）

- (1) 通告センター 警視庁交通反則通告所及び法第 9 章に定める警視総監の権限に属する事務（以下「通告事務」という。）の執行にあたる島部地区の各警察署をいう。
- (2) 通告官 通告事務の執行に当たる警視以上の階級にある警察官（島部地区においては各警察署長）をいう。
- (3) 通告補佐官 通告官を補佐し、その命を受け通告事務の処理に当たる警部の階級にある警察官（島部地区においては各警察署次長）をいう。
- (4) 反則切符 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 40 条、第 41 条等に規定する書式で、告知・通告等に用いられる書面をいう。
- (5) 署長等 警察署長、交通執行課長、駐車対策課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、地域指導課長及び自動車警ら隊長をいう。
- (6) 是正措置等 反則切符等の審査及び事情聴取を行なった結果、次のいずれかに該当する場合、書面により行なう是正及び補正の措置をいう。
  - ア 反則者、反則行為、反則金、反則車両、適用条文等に誤りがある場合
  - イ 仮納付に係る金額を返還しなければならない場合
  - ウ 反則行為の嫌疑がない場合
  - エ その他の事項で誤りがある場合
- (7) 逆送事件 警察から検察庁及び家庭裁判所等に送致した交通違反事件で、交通反則事件処理相当事案として送致されたものをいう。
- (8) 交通基本情報管理システム 交通警察に係る各種業務情報を警視庁情報管理システム（情報の管理を行うために警視庁が設置した電子計算機、端末装置及びこれらを接続する通信回線並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたシステムの総称）に登録して処理を行うことにより、情報の一元化と業務の省力化を図るシステムをいう。
- (9) 違反登録データ 所属端末装置により交通基本情報管理システムに登録する交通違反のデータをいう。

## 第 2 節 交通反則事件処理の心構え

（基本的心構え）

第4条 警察官は、交通反則通告制度の趣旨をよく理解するとともに、常に関係法令、実務に関する知識、技能等の修得に努め、適法かつ公正な態度で臨まなければならない。

(厳正な職務執行)

第5条 交通反則事件の処理にあたっては、厳正な職務の執行を期し、他から疑惑をもたれるようなことがあつてはならない。

(刑事手続等に対する配慮)

第6条 交通反則事件の処理にあたっては、刑事手続に移行するものがあることを念頭におき、事実の証明に欠けることのないようにしなければならない。

## 第2章 交通反則事件等の処理要領

(警察官の措置)

第7条 警察官は、法第126条第1項に規定する反則者があると認めたときは、次の各号に掲げる区分により措置するものとする。(わ)

- (1) 指導・警告による措置
- (2) 反則切符による措置
- (3) 現行犯逮捕による措置

(反則切符の書式及び運用要領)

第8条 反則切符の書式及び運用要領は、別に定めるところによる。

(免許証の取扱い)

第9条 反則切符により措置した場合の免許証の保管は、原則として行なわないものとする。

(署長等の措置)

第10条 署長等は、告知した警察官から反則切符等の提出を受けたときは、その適否を審査し、すみやかに指定通告官に送付しなければならない。

## 第3章 通告事務処理の組織及び専決

(通告事務処理の組織等)

第11条 通告事務を取り扱う組織の呼称及び担当区域並びに通告官及び通告補佐官の指定は、次表のとおりとする。(ろ、ほ、へ、ち、り、る、わ、よ、た)

組織名	呼称	担当区域	通告官となる者	通告補佐官となる者
	警視庁池袋通	特別区の全域		

警視庁交通反則通告所	警視庁立川通 告センター	市及び郡部の 全域	警視庁交通反則 通告所長	警視庁交通反則通告所 勤務の係長及び主査
警視庁大島警察署	警視庁大島通 告センター	大島警察署の 管轄区域	警視庁大島警察 署長	警視庁大島警察署次長
警視庁新島警察署	警視庁新島通 告センター	新島警察署の 管轄区域	警視庁新島警察 署長	警視庁新島警察署次長
警視庁三宅島警察署	警視庁三宅島 通告センター	三宅島警察署 の管轄区域	警視庁三宅島警 察署長	警視庁三宅島警察署次 長
警視庁八丈島警察署	警視庁八丈島 通告センター	八丈島警察署 の管轄区域	警視庁八丈島警 察署長	警視庁八丈島警察署次 長
警視庁小笠原警察署	警視庁小笠原 通告センター	小笠原警察署 の管轄区域	警視庁小笠原警 察署長	警視庁小笠原警察署次 長

2 前項の規定にかかわらず、交通執行課長は、必要により、警視庁交通反則通告所勤務以外の交通執行課の係長及び主査のうちから通告補佐官を指定することができる。

(通告官の専決事項)

第 12 条 通告事務の執行については、重要特異なものを除き、通告官が専決することができる。(わ)

2 通告官は、前項の専決事項であつても特異なものについては、上司の指揮を受けて処理しなければならない。

(組織的運営)

第 13 条 通告事務の処理については、次の各号に掲げるところにより組織的な運営を行なうものとする。(ろ、は、と、わ、た)

- (1) 交通部長は、通告事務の合理的な運営と公正な実施を期するため、全般的な指揮監督にあたるものとする。
- (2) 交通執行課長は、交通部長を補佐し、通告事務処理の合理的な運営と公正な実施について通告官を指揮監督（連絡調整）するものとする。
- (3) 通告官は、上司の命を受け、通告事務の執行について部下の指揮監督にあたるとともに、その合理的かつ適法、妥当な運営について責めに任ずるものとする。
- (4) 通告補佐官は、通告官を補佐し、その命を受けて通告事務の処理にあたるものとする。

## 第4章 通告の方法等

### 第1節 通告の方法

#### (公示通告)

第14条 公示通告は、反則者が仮納付した場合に、通告センターの公示通告掲示板に交通反則公示通告書を3日間掲示して行なうものとする。(わ)

2 前項の公示通告は、告知の日からおおむね2週間を経過した日に行なうものとする。

#### (交付通告)

第15条 交付通告は、出頭した反則者に交通反則通告書及び納付書を交付して行なうものとする。(わ、よ)

2 前項の通告を行なう場合において、必要とするときは次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 告知内容を変更する必要があるときは、その内容に応じ是正措置等を行なうこと。

(2) 否認事件等であるときは、事実の証明に必要な取調べを行ない、捜査書類を作成しておくこと。

#### (送付通告)

第16条 送付通告は、交通反則通告書及び納付書を配達証明郵便をもって出頭指定日からおおむね3週間以内に発送して行なうものとする。(わ、れ)

2 送付通告において、郵送によりがたい場合は、交通反則通告(告知)書交付嘱託書(別記様式第1)により反則者の住所地を管轄する警察署長又は警察本部長に通告書の交付を依頼するものとする。

#### (通告実施上の留意事項)

第17条 通告を行なうにあたっては、次の各号に特に注意しなければならない。(わ)

(1) 反則金相当額、反則事項・罰条等告知内容の誤りについては、交通反則是正通知書(指定「是正通知書」という。)により是正を行なうこと。

(2) 通告官は、反則切符等の審査の際告知内容に疑義がみられる場合、又は事情聴取の際反則者の否認、異議申立等があつた場合は、必要により告知した警察官から取扱状況を聴取し、又は現場見分を行なう等違反事実証明の適正を期すること。

### 第2節 納付書の再交付等

#### (納付書の再交付)

第18条 通告官又は警察署長等は、反則者が納付期限内の納付書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損し、別に定める様式により再交付の申請書を提出した場合は、納付書を再交付するものとする。(わ)

(納付書交付の特例)

第 19 条 通告官は、反則者が次の各号に掲げる事情により納付書の交付申請書を提出した場合は、その正否を確かめ、申請に係る納付書の交付を行なうものとする。ただし、交付を行なわない場合は、申請書の下欄に理由等を記入して当該申請書を還付するほか、謄本を作成しておくものとする。(わ)

- (1) 震災、風水害その他これに類する災害により納付場所への交通が途絶している場合、又は不測の負傷、疾病等により、反則金を納付できなかつた者がその事情がやんだ日の翌日から起算して 10 日以内に反則金を納付する場合
- (2) 納付期限経過後に納付書の送付を受け、所定の金融機関に反則金を納付できなかつた者が、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 52 条第 3 項の規定により反則金を納付する場合

第 3 節 反則金不納付事件等の処理

(不納付事件の処理方法)

第 20 条 通告官は、反則金不納付事件については必要な書類を作成し、刑事事件として手続をすすめるものとする。(わ)

(逆送事件の処理方法)

第 21 条 逆送事件として交通執行課及び島部警察署に逆送されたものについては、当該所属長は、担当者を指定して告知等の事務処理を行わせ、通告官に事案の送付を行うものとする。(ろ、は、と、わ、た)

(反則金の還付手続)

第 22 条 通告官は、反則金相当額を還付すべき事由があると認めた場合は、次の各号に掲げるところにより還付の手続を行なうものとする。(わ)

- (1) 告知を受けた者に対しては、是正通知書に反則金還付通知書及び反則金還付請求書（歳入徴収官事務規程（昭和 27 年大蔵省令第 141 号）に基づき歳入徴収官（総務部長）が還付請求者に交付すべき書面）をあわせて送付すること。
- (2) 歳入徴収官に対しては、反則金還付発生通知書（別記様式第 2）により通知するほか、告知を受けた者に対する通知の完了後に反則金還付通知書送付完了報告書（別記様式第 3）により報告すること。

第 5 章 報告等

(報告)

第 23 条 通告官は、この規程の定めるところにより、通告に係る事務を処理した場合において、特異と認められる事項についてはそのつど、月間取扱状況については別に定めるところにより、交通部長（池袋通告センター）を経て警視總監に報告しなければならない。(ち、り、わ)

(書類の保存期間)

第 24 条 交通反則事件の処理に関する書類の保存期間は、別に定めるところによる。

(わ)

付 則

この訓令は、昭和 43 年 7 月 1 日から施行する。

別記様式第 1

交通反則告知書交付嘱託書 第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日 殿 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">印</div>	
下記反則者に対する交通反則告知書の交付を嘱託します。	
告知書番号	第 _____ 号
反	氏名
則	住所
者	勤務先 (電 _____ )
嘱託の理由	

  

嘱託回答書 第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日 殿 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">印</div>	
上記嘱託書記載の反則者に対する交通反則告知書の交付については、次のとおりであるので関係書類を添え回答します。	
(1) 交付した	[ 告知 _____ 年 _____ 月 _____ 日 仮納付の期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ] [ 通告 _____ 年 _____ 月 _____ 日 納付期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ]
(2) 交付できなかった	[ 理由 _____ ]

備考：用紙の大きさは、交通反則切符の大きさと同じとする。

別記様式第2

反則金還付発生通知書

第 年 月 日 号

歳入徴収官  
東京都警察会計担当官

殿

通告官



通知書番号	第	号
通知年月日	年	月 日
領収年月日	年	月 日
還付者	氏名	
	住所	
還付すべき金額		円
還付の事由		
発生通知書受理年月日	年	月 日
備考		

別記様式第3

反則金還付発生通知書送付完了報告書

第 年 月 日

歳入徴収官  
東京都警察会計担当官

殿

通告官



通知書番号	第	号
通知書送付年月日	年	月 日
還付者	氏名	
	住所	
還付すべき金額		円
備考		